

令和7年度 教員評価結果について

教員人事規程第31条第2項の規定により、令和7年度の教員評価結果を以下のとおり公表します。

1 教員評価制度の目的

専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の機能の改善と高度化に資するため、教員評価を行う。（教員人事規程第24条）

2 評価対象

評価対象年度の4月1日在籍し、かつ、当該年度の翌年度の4月1日在籍する専任教員（教員評価要綱2（3））

3 評価内容

教員評価は、各教員が作成する教員評価シートを用いて、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野に関する一次評価、二次評価により行う。

① 基礎評価

客観的評価。シラバス、担当科目履修者実績、研究業績、兼業実績等を点数化して定量的な評価を行う。

② 活動計画・実績評価

主観的評価。基礎評価で評価しきれない要素や、基礎評価の対象となっていないような量では示せない教員の質的活動や努力を、個々の教員が策定する活動計画・実績に基づいて評価する。

4 評価結果の活用

主として教員が自らの活動を振り返り、活動の改善と自己研鑽を促すために活用する。また、予算の範囲内で、勤勉手当の成績率に反映させる。

5 評価手順

- | | |
|--------|--|
| 5月～10月 | ・活動計画及び4分野毎のウェイトを設定
・各教員は学群長等と面談を行い、活動計画と4分野毎のウェイトを確定し、教員評価シートを提出 |
| 1月～2月 | ・教員評価シートの基礎評価項目及び活動計画の実績を記載 |
| 3月～4月 | ・学群長等による一次評価、学長・副学長による二次評価 |
| 4月～5月 | ・教員人事委員会において教員評価結果を確定し、各教員へ通知 |

6 令和7年度教員評価結果

(1) 評価結果の算出方法

一次評価及び二次評価の合計点によって、学群・群別、かつ職位に応じた区分（教授、准教授・講師、助教・助手）毎に順位付けをし、原則として上位10%をS（特に優秀）、次の30%をA（優秀）、次の60%をB（良好）とする（人数に端数が生じたときは、小数点以下第1位を四捨五入）。

ただし、専任教員として通常行うべき最低限のことをやっていない者又はやることのできない者など、必要な水準を満たさないと認められる者についてはC（要改善）とする。

なお、総合評価の母集団が少数であることにより、上記比率によって算定したS又はAの人数が1人に満たない場合は、学長・副学長の合議によって総合評価を決定する。

(2) 評価結果

総合評価結果（全学）

